



目次

告 示	ページ
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○公共測量の実施の通知 ( )	1
○道路の区域変更 (4件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) ( )	2
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施 (食品・衛生課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・4揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 ( )	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ( )	3

告 示

高知県告示第382号

長岡郡大豊町中村大王及び北川の各一部地区、吾川郡いの町長沢及び大森の各一部地区、高岡郡佐川町中組、東組、乙及び永野の各一部地区並びに日高村下分の一部地区並びに幡多郡大月町芳ノ澤及び檜ノ浦の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
  - 大豊町

- いの町
  - 佐川町
  - 日高村
  - 大月町
- 調査を行った地域及び時期
  - 長岡郡大豊町中村大王及び北川の各一部 平成22年度及び平成23年度
  - 吾川郡いの町長沢及び大森の各一部 平成24年度及び平成25年度
  - 高岡郡佐川町中組、東組、乙及び永野の各一部 平成21年度から平成24年度まで
  - 高岡郡日高村下分の一部 平成23年度及び平成24年度
  - 幡多郡大月町芳ノ澤及び檜ノ浦の各一部 平成24年度及び平成25年度
- 成果の名称
  - 大豊町地籍図及び地籍簿
  - いの町地籍図及び地籍簿
  - 佐川町地籍図及び地籍簿
  - 日高村地籍図及び地籍簿
  - 大月町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
 

平成26年6月20日

高知県告示第383号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年6月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
 

公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 作業期間
 

平成26年6月2日から同年7月31日まで
- 作業地域
 

安芸市の一部

高知県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町川口字ヤスバ280番4地先から吾川郡仁淀川町川口字カサマツ283番3まで	前	13.0 }	106
	後	14.5 }	
		21.9	

高知県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町瀬切字赤岩418番26から安芸郡安田町瀬切字六蔵526番1まで	前	13.2 }	845
	後	13.2 }	
		40.3	

高知県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 十和吉野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町古城 字又口山1376番12から 高岡郡四万十町古城 字宮ノワキ926番まで	前	2.7 }	183
	後	10.6 }	183
		8.2 }	
		22.1 }	

**高知県告示第387号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村名越屋 字イラタニ1680番から 高岡郡日高村柱谷字 船出468番2まで	前	3.7 }	298
	後	17.6 }	298
		15.2 }	
		29.8 }	

**高知県告示第388号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町瀬切字赤岩 418番26から 安芸郡安田町瀬切字六蔵 526番7まで	845	平成26年6月20日

**高知県告示第389号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村名越屋字笹ガ 谷1359番2から 高岡郡日高村名越屋字井ノ タニ1535番2まで	500	平成26年6月20日

**高知県告示第390号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

港湾名	港湾施設名	委託者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	港町地区、 潮江地区、 若松町地区、 弘化台地区、 北夕	高知市仁井田 字新港 4700番地	高知ファズ株式会社	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

	ナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設			
須崎港	係留施設及び野積場	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設、野積場及びその他の港湾施設用地	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	〃
宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び緑地	宿毛市片島1番77号	片島地区長 有田 登	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島6番24号	大島地区長 松田 雄三	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫104番16号	小筑紫地区長 小海 苗実	〃

公 告

ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定による平成26年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の期日  
平成26年10月20日（月）
- 2 試験の場所  
高知市南久万58-1 RKC調理師学校
- 3 試験科目及び時間  
(1) 筆記試験（午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規

(2) 鑑別試験(午前11時30分から) ふぐの種類及び部位の鑑別

(3) 実技試験(午後1時30分から) ふぐの処理の実技

4 受験の手続

県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。

(1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通

(2) 写真1枚(名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの)

5 受験手数料

5,280円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。)

6 受験願書の受付期間

平成26年9月8日(月)から同月19日(金)までの間(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、平成26年9月19日付けの消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先

(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所(当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所)

(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)

8 その他の注意事項

(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。

(3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市東部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所 (退任)

理事 大野 哲 高知市五台山 4879

〃 野中 善清 〃 〃 2142

〃 和田 稔 〃 高須大谷 2-9
〃 安岡 範文 〃 高須新木 5-38
〃 松村 泰孝 〃 高須大島 6-3
〃 谷川 清水 〃 高須絶海 6-16
〃 松村 辰吉 〃 高須大島 7-6
〃 澤田 晴夫 〃 高須本町 2-57
〃 田中 益穂 〃 高須西町 8-12
〃 久保 康弘 〃 屋頭 647
〃 谷 澄雄 〃 大津乙 575
〃 谷 泰儀 〃 〃 551
〃 山添真次郎 〃 〃 479
〃 野中日出夫 〃 介良乙 3281
〃 中島 正根 〃 介良丙 29
〃 竹内 義昭 〃 介良乙 2922
監事 田所 一清 〃 屋頭 641
〃 戸田 正善 〃 高須新木 5-26
〃 津野 崇 〃 高須大谷 2-2
〃 野中 豊 〃 大津乙 576-2
〃 藤田 俊男 〃 介良丙 425

(就任)

理事 山崎 隆啓 高知市高須絶海 5-1
〃 横田 好平 〃 〃 6-19
〃 和田 稔 〃 高須大谷 2-9
〃 松村 辰吉 〃 高須大島 7-6
〃 松村 泰孝 〃 〃 6-3
〃 安岡 範文 〃 高須新木 5-38
〃 澤田 晴夫 〃 高須本町 2-57
〃 大野 哲 〃 五台山 4879
〃 野中 善清 〃 〃 2142
〃 久保 康弘 〃 屋頭 647
〃 野中日出夫 〃 介良乙 3281
〃 竹内 義昭 〃 〃 2922
〃 中島 正根 〃 介良丙 29
〃 谷 澄雄 〃 大津乙 575
〃 谷 泰儀 〃 〃 551
〃 山添真次郎 〃 〃 479
監事 田所 一清 〃 屋頭 641
〃 戸田 正善 〃 高須新木 5-26
〃 津野 崇 〃 高須大谷 2-2
〃 野中 豊 〃 大津乙 576-2
〃 藤田 俊男 〃 介良丙 425

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,504人である。

平成26年6月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,861人である。

平成26年6月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

Table with 2 columns: District Name and Number of Electors. Includes districts like 高知市選挙区 (92,310), 室戸市、東洋町選挙区 (5,351), etc.